

平成 28 年 3 月 14 日
こども家庭部保育課
こども家庭部保育計画調整課

特定地域型保育事業の認可および利用定員の設定に係る意見聴取について

1 意見聴取の必要性

平成27年4月から始まった子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等を区市町村の認可事業として、保育給付の対象としている。

区市町村長が児童福祉法第34条の15第4項の規定により家庭的保育事業等の認可をしようとするとき、また、認可された家庭的保育事業等（＝地域型保育事業）を子ども・子育て支援新制度のもとで保育給付の対象とする「確認」を行うために利用定員を定めようとするときは、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により、子ども・子育て支援に係る審議会の意見聴取を行うこととなっている。

このため、平成28年4月に新設予定の特定地域型保育事業の認可および利用定員の設定について、別紙のとおり練馬区子ども・子育て会議において意見聴取を行うものである。

参照条文（一部抜粋）

（児童福祉法第34条の15第4項）

市町村長は、第2項の認可〔注：国、都道府県および市町村以外の者が家庭的保育事業を行うために必要な市町村長の認可〕をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

（子ども・子育て支援法第43条第3項）

市町村長は、特定地域型保育事業の利用定員を定めるときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

●「認可」とは

国、都道府県および市区町村以外の者から家庭的保育事業を行うための認可の申請があったときは、区は設備や職員の体制などについて一定の基準に適合しているかどうかを審査し、基準を満たすと認められるときは認可する。その設備や運営の基準は、練馬区家庭的保育事業等の設備および運営の基準に関する条例および児童福祉法で定めている。なお、認可基準の概要は「2 練馬区地域型保育事業の認可基準」のとおり。

●「確認」とは

給付の実施主体である区が、認可事業者を、地域型保育給付の支給に係る事業を行う者として確認することを言う。確認は、地域型保育事業を行う事業所ごとに利用定員を定めて行う。確認した後の地域型保育事業者を「特定地域型保育事業者」という。